

学 童 誓 約 書

- 1、 学童保育所入所申請書、その他提出書類の記載内容に虚偽の事実があったときは、学童保育所の利用中止の措置を採られても異議ありません。
- 2、 学童保育所入所申請書、その他提出書類の記載内容に変更があったときは、速やかに指定管理者に届け出ます。
- 3、 学童保育所への入所を必要とする事由に該当しなくなったときは、速やかに学童保育所退所届出書を提出します。
- 4、 利用料金及び延長利用料金、その他実費は必ず納入します。
- 5、 保育時間中に生じた負傷にかかる児童の通院は、発生時の緊急通院を除き、保護者又はそれに代わる者において行います。
- 6、 保育時間中に児童が病気等を発症したときは、指導員の指示に従い、保護者又はそれに代わる者が速やかに迎えに行きます。

学 童 同 意 書

- 1、 児童の傷害保険(スポーツ安全保険)に加入し、保育中に事故が起きた場合は保険の範囲内での対処となること。
- 2、 児童を保育できない要件の確認のため、職場等に就労等の状況を確認されること。
- 3、 児童の保育に配慮が必要であると認められるときは、入所していた保育園、認定こども園や知名町に、児童の保育の状況や発達状況について確認されること。
- 4、 児童の保育の実施において必要であるときは、学童保育所、知名町在籍校、その他の施設事業所とその児童に関する情報を共有すること。

上記内容について、誓約及び同意します。

放課後児童クラブしらゆり 理事長 宛

令和 年 月 日

保護者住所 知名町

保護者氏名